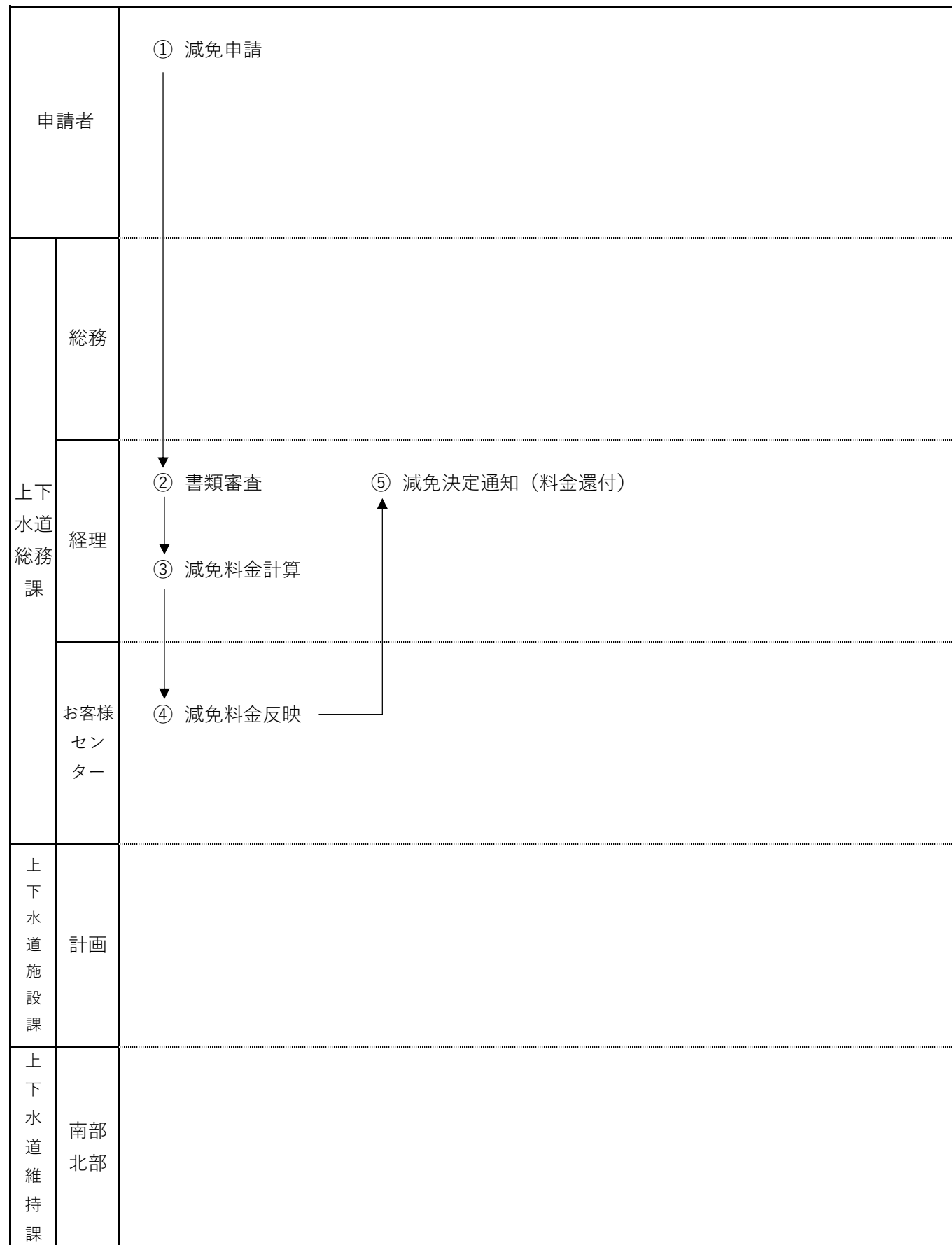


# 事務処理フロー図

(令和5年2月14日現在)

事務名： 水道料金の減免申請

根拠法令： 北杜市水道事業給水条例、北杜市水道事業給水条例施行規程



項番	項目	説明
①	減免申請	次のいずれかに該当する場合は、水道料金等の軽減又は減免することができますので、減免申請書を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法の規定により保護を受ける方の加入金及び加算加入金</li> <li>災害その他の理由により、料金の納付が困難な場合</li> <li>不可抗力による漏水に起因する料金 など</li> </ul> ※漏水による減免申請の場合は、申請前に指定給水装置工事事業者にて漏水修繕を行い、「漏水修理証明書」と「修繕前後の写真」を減免申請書と一緒に提出をしてください。
②	書類審査	提出された申請書類の内容や添付書類の審査を行います。
③	減免料金計算	減免される料金の計算を行います。 漏水減免の場合は、過去の検針結果を基に減免する料金の算定を行います。
④	減免料金反映	算定した減免料金を料金システムに反映します。
⑤	減免決定通知(料金還付)	申請者に対し、減免決定通知を送付します。 また、すでに料金等が支払われている場合は、指定の口座に減免料金を還付します。

